

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	黒須 新治郎
【住所又は本店所在地】	埼玉県久喜市
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	令和2年9月28日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヒノキヤグループ
証券コード	1413
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	黒須 新治郎
住所又は本店所在地	埼玉県久喜市
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ヒノキヤグループ総合企画部 IR・企画課 課長 杉本真紀
電話番号	03-5224-5127

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社G S K
住所又は本店所在地	埼玉県久喜市南五丁目 5 番20号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ヒノキヤグループ総合企画部 IR・企画課 課長 杉本真紀
電話番号	03-5224-5127

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.11
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年11月15日
訂正箇所	<訂正> 平成29年11月22日に提出いたしました変更報告書No.11(訂正報告書にて平成29年11月22日に訂正済)の記載事項の一部(下記参照)に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。 なお、訂正箇所には下線を付して記載しています。

表紙

< 訂正前 >

変更報告書提出事由 株券等保有割合が1%以上減少したこと
提出者2の株券等保有割合が1%以上減少したこと
提出者2の当該株券等に関する担保契約等重要な契約に変更があったこと

< 訂正後 >

変更報告書提出事由 株券等保有割合が1%以上減少したこと
提出者2の株券等保有割合が1%以上減少したこと
当該株券等に関する担保契約等重要な契約に変更があったこと

第2 提出者に関する事項

2 提出者（大量保有者） / 2

< 訂正前 >

(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

株式会社三菱東京UFJ銀行に借入金の担保として、平成23年2月15日に3,500株（平成23年7月1日付の株式分割（1株につき300株）後は1,050,000株）を差し入れております。
株式会社三井住友銀行に借入金の担保として、平成28年2月19日に700,000株を差し入れておりましたが、平成29年11月15日に、その内の350,000株を株式会社EIGHT & COMPANYへ承継しております。
株式会社みずほ銀行に借入金の担保として、平成28年2月19日に700,000株を差し入れておりましたが、平成29年11月15日に、その内の350,000株を株式会社EIGHT & COMPANYへ承継しております。
平成29年11月15日、株式会社G S Kが、新設分割により株式会社EIGHT & COMPANYを設立し、株式会社EIGHT & COMPANYへ2,184,428株の株式を承継しております。

< 訂正後 >

(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

株式会社三菱東京UFJ銀行に借入金の担保として、平成23年2月15日に3,500株（平成23年7月1日付の株式分割（1株につき300株）後は1,050,000株）を差し入れておりましたが、平成29年11月15日にその内の550,000株を株式会社EIGHT & COMPANYへ承継しております。
株式会社三井住友銀行に借入金の担保として、平成28年2月19日に700,000株を差し入れておりましたが、平成29年11月15日にその内の350,000株を株式会社EIGHT & COMPANYへ承継しております。
株式会社みずほ銀行に借入金の担保として、平成28年2月19日に700,000株を差し入れておりましたが、平成29年11月15日にその内の350,000株を株式会社EIGHT & COMPANYへ承継しております。
平成29年11月15日、株式会社G S Kが、新設分割により株式会社EIGHT & COMPANYを設立し、株式会社EIGHT & COMPANYへ2,184,428株の株式を承継しております。